

令和8年度 高松市会計年度任用職員募集要項

【翻訳・通訳員】

高松市では、令和8年4月1日採用の会計年度任用職員（翻訳・通訳員）を、次のとおり募集します。

（この募集内容は、令和8年度予算の成立をもって正式決定します。）

1 募集の内容

人数	2人（英語）
職務内容	(1) 行政情報等の翻訳・通訳（英語） (2) 諸外国（姉妹・友好都市等）との交流事務（交流内容の計画・準備等を含む） (3) パソコンによる文書作成・計算事務 (4) 相談・受付などの窓口業務 (5) その他一般行政事務
応募資格	(1) 国際交流や多文化共生の推進に関心があり、熱意と意欲にあふれた人 (2) 英語での翻訳・通訳業務を遂行する能力を有すること (3) 相談対応、受付等、上記職務内容に掲げる職務を遂行する能力を有すること
採用日	令和8年4月1日
任用期間等	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※勤務実績等により次年度以降引き続き任用される場合があります。
勤務時間	原則として、月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分の週38.75時間（フルタイム勤務） ※休憩1時間を含みます。 ※業務の必要性により、時間外勤務が発生する場合があります。
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始
給与等	・月額241,280円（地域手当含む。） ※別途、本市規程に基づき退職手当及び交通費相当額が支給される場合があります。
期末・勤勉手当	6月と12月（最大2.325か月分×2） ※在職期間や勤務実績等により、支給月数が変動します。
社会保険等	健康保険（地方公務員等共済組合）、厚生年金保険及び雇用保険等に加入します。 (任用後6月経過後は雇用保険の資格を喪失し、退職手当の受給資格を得ます。また、任用後12月経過後は年金制度についても地方公務員等共済組合に加入します。)
災害補償	市の非常勤の職員の公務災害補償制度が適用されます。 (任用後12月経過後は地方公務員災害補償法が適用されます。)
勤務場所	市役所本庁舎
休暇等	高松市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定める規則の規定に基づき付与します。 ※年次有給休暇、特別休暇 等

■次の各号のいずれかに該当する人は申し込むことができません。（地方公務員法第16条（欠格条項））

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党
その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

■外国籍の人も申し込むことができます。ただし、在留資格で就労等が制限されている場合は採用されません。

高松市のホームページからも、募集要項、任用申込書、応募原稿用紙をダウンロードできます。

＜アドレス＞ <https://www.city.takamatsu.kagawa.jp>

2 申込手続

受付期間		令和8年1月22日（木）～2月5日（木）
提出書類		<p>① 任用申込書 ② 作文（1枚）③在留カードの写し（外国籍の場合）</p> <p>※ 記入要領のとおり記入してください。なお、提出書類はお返しできません。（行政文書として管理し、適正に破棄します。）</p> <p>※ 作文 テーマ「応募の動機と高松市の多文化共生社会の推進に必要だと思うこと」</p> <p>・所定の用紙を使用してください。Wordで作成することも可能です。</p> <p>・英語で記載し、日本語の訳文を添付してください。</p>
提出方法	持参	午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）
	郵送	<p>■必ず「簡易書留」にしてください。※2月5日（木）までの消印のものは有効。</p> <p>■申込封筒の表に「会計年度任用職員任用申込」と朱書きし、上記の提出書類と受付票返信用封筒（宛先を明記し、110円分の切手を貼った長形3号）を同封してください。</p>
問い合わせ・申込先		<p>高松市役所 創造都市推進局 観光交流課 都市交流室（7階）</p> <p>TEL (087)839-2197</p> <p>〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号</p>

※ 受付時に、受付票を交付します。郵送による申込者には、返信用封筒に入れて郵送しますが、2月13日（金）までに受付票が届かない場合は都市交流室まで電話で照会してください。

3 選考方法及び日程について

・書類選考及び翻訳試験・面接選考

※ 翻訳試験・面接選考は、令和8年2月16日（月）を予定しています。詳細については、受付票で通知します。

4 服務等

- ・地方公務員法の規定に基づき、採用時（継続任用時を含む。）は全て条件付きのものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに高松市会計年度任用職員として正式採用となります。
- ・会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ懲戒処分等の対象になります。（営利企業への従事（兼業）等の制限について、適用となります。）
- ・1会計年度内の任用となります。勤務実績等により、次年度以降引き続き任用される場合があります。（4会計年度の範囲内）
- ・勤務条件等については、人事院勧告等により変更となる場合があります。

5 任用申込書等記入要領

- ・受験資格がないこと又は申込書記載事項などが正しくないことが明らかになった場合は、採用されないことがあります。
- ・氏名は、戸籍記載のとおり正確に記入してください。
- ・「学歴」の欄は、最終学歴から順にさかのぼり、中学校卒業後の学歴を記入してください。
- ・「職歴」の欄は、新しい期間のものから順にさかのぼり、記入してください。
- ・「パソコン操作」の欄中の「程度」については、下記の表を参考にし、□にチェックを入れてください。

	Word	Excel	その他
初級	文字やデータを入力し、印刷することができる。データファイルを適切に保存することができる。	ファイルに数値を入力したり、修正することができる。	左記以外に使用できるものがあればアプリケーション名を記入し、どの程度操作できるかを簡単に記入してください。
中級	基本的な文書設定や編集機能を使うことができる。	基本的な書式の設定や編集機能、関数を使うことができる。	
上級	複雑な編集機能や図形機能を自由に使うことができる。エクセルとのデータの共有など実用的な文書編集ができる。	複雑な関数やマクロ、ピボットなどを自由に使うことができる。	

・最後の欄には、必ず自筆で署名をしてください。